

政府の自動車損害賠償保障事業における損害賠償金債権 の回収業務について

平成19年11月1日

国土交通省自動車交通局保障課

政府保障事業債権の概要

●政府保障事業の概要

政府の自動車損害賠償保障事業(以下「政府保障事業」という。)は、自動車損害賠償保障法(以下「自賠法」という。)第72条に基づき、ひき逃げ事故及び無保険車による事故のため、自賠責保険による損害のてん補を受けることができない被害者に対し、政府が被害者の受けた損害のてん補を行うものである。

※ 政府保障事業においては、自賠責保険と同様の基準に基づき、死亡について3,000万円、傷害について120万円、後遺障害について程度に応じて4,000万円～75万円を限度に損害のてん補が行われる。

※ 政府保障事業は、自賠責保険料の一部に含まれる賦課金を原資としている。(自家用乗用車24ヶ月契約の場合、自賠責保険料30,830円のうち約72円)

●政府保障事業における損害賠償金債権の概要

政府保障事業のうち、損害賠償責任者が明らかである無保険車による事故について、政府が被害者に損害のてん補を行った場合、政府は、自賠法第76条に基づき、被害者が本来の損害賠償責任者に対して有する損害賠償請求権を代位取得し、求償を行う。

また、自賠法第79条に基づき、損害賠償責任者が本来納付すべきであった賦課金に相当する金額を過怠金としてあわせて徴収する。

○自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)(抄) (業務)

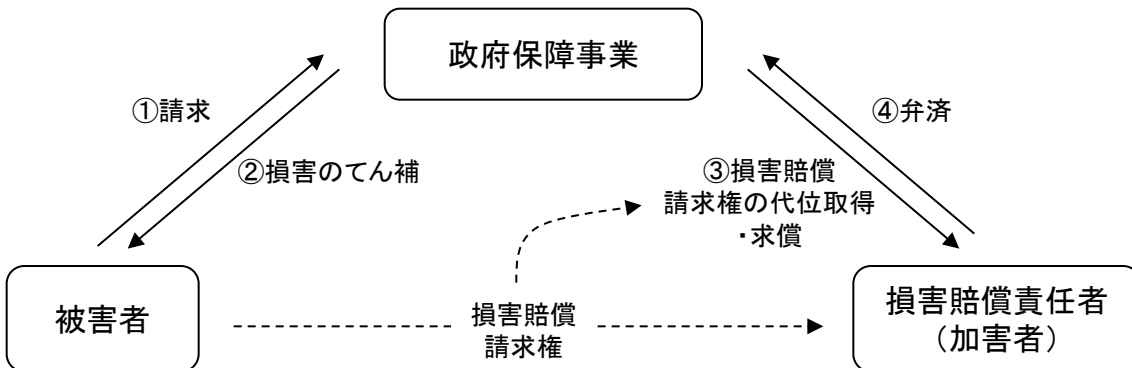
第七十二条 政府は、自動車の運行によつて生命又は身体を害された者がある場合において、その自動車の保有者が明らかでないため被害者が第三条の規定による損害賠償の請求をすることができないときは、被害者の請求により、政令で定める金額の限度において、その受けた損害をてん補する。責任保険の被保険者及び責任共済の被共済者以外の者が、第三条の規定によつて損害賠償の責に任ずる場合(その責任が第十条に規定する自動車の運行によつて生ずる場合を除く。)も、被害者の請求により、政令で定める金額の限度において、その受けた損害をてん補する。

2・3 (略)
(代位等)

第七十六条 政府は、第七十二条第一項の規定による損害のてん補をしたときは、その支払金額の限度において、被害者が損害賠償の責任を有する者に対して有する権利を取得する。

2・3 (略)
(過怠金)

第七十九条 政府は、第七十二条第一項後段の規定による損害のてん補をしたときは、損害賠償の責に任ずる者に対して、政令で定める金額を過怠金として徴収することができる。



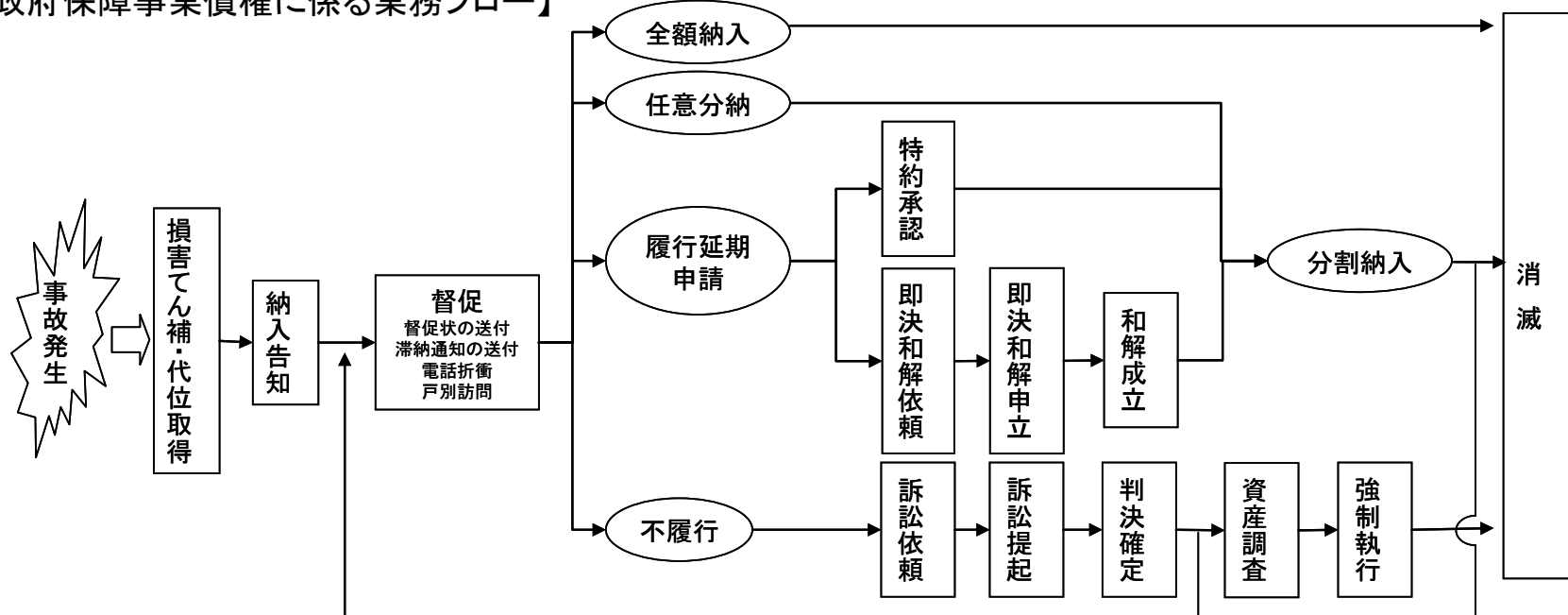
政府保障事業債権の管理・回収業務の概要

● 具体的業務内容

国の債権の管理等に関する法律及び会計法に基づき、債権管理・回収業務を行っている。

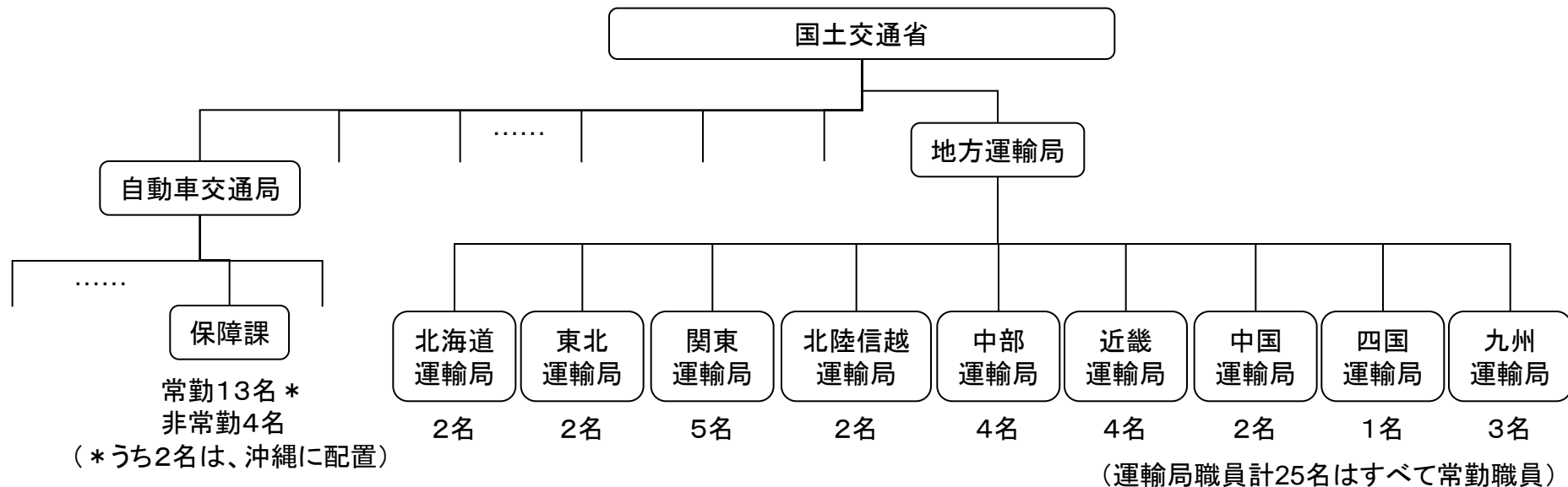
- ・電話、訪問、文書による支払督促
- ・弁済意思がない債務者に対する訴訟に係る法務省への申立依頼
- ・一括弁済できない債務者に対する即決和解等に係る交渉及び法務局への申立依頼
- ・国の訴訟代理人として裁判所への出廷（即決和解立会、訴訟立会）
- ・強制執行による回収を図るための資産・資力調査及び強制執行に係る法務省への申立依頼
- ・回収金の収納 等

【政府保障事業債権に係る業務フロー】



●業務体制

本省、地方運輸局(9局)及び沖縄総合事務局に常勤職員38名及び非常勤職員4名を配置。



●債権回収の現状

政府保障事業における損害賠償金債権(以下「政府保障事業債権」という。)については、

- ①加害者(債務者)に債務者としての認識が希薄であるケースが多く、損害賠償額や債務の存在そのものに係る争いがある場合が多いこと
- ②交通事故による損害賠償金は、死亡や後遺障害により、一般に高額になり、債務者がそれに見合う十分な資力を有していない場合が多いこと
- ③少額の場合であっても、債務者の中には、もともと生活困窮により自賠責保険に加入しておらず、十分な資力を有していない者が多いこと
- ④強制保険である自賠責保険に入ろうとしない者であることから遵法精神が欠如している者が多く、また、所在不明等により接触することが困難な場合が多いこと

などの特徴を有していることから、債権回収が困難となっている。

政府保障事業債権に係る指標の実績

●各年度における政府保障事業債権額の内訳

	年度中の発生額 (発生件数)	年度中の弁済額 (弁済件数)	年度中の不納欠損額 (処理件数)	年度末の債権額 (管理件数)
平成16年度	3,023百万円 (739件)	494百万円 (21,728件)	332百万円 (255件)	37,798百万円 (8,385件)
平成17年度	2,973百万円 (684件)	516百万円 (21,231件)	654百万円 (316件)	39,490百万円 (9,024件)
平成18年度	2,945百万円 (664件)	449百万円 (21,830件)	282百万円 (241件)	41,539百万円 (9,302件)

* 金額には、延滞金、過怠金等を含む。

* 不納欠損は、債務者の破産、倒産、死亡等により発生。

●金額別政府保障事業債権の内訳(平成19年9月30日現在)

(単位: 件、百万円)

元本額	管理件数		総額	
	件数	全体比	金額	全体比
1,000万円以上	1,460	15.7%	30,386	75.0%
500万円以上1,000万円未満	562	6.0%	4,269	10.5%
100万円以上500万円未満	1,697	18.2%	4,060	10.0%
50万円以上100万円未満	1,364	14.7%	970	2.4%
10万円以上50万円未満	2,782	29.9%	754	1.9%
10万円未満	1,437	15.5%	76	0.2%
合計	9,302	100.0%	40,515	100.0%

*自動車損害賠償保障事業(経理・債権)システムにより、平成19年9月30日において残存する債権について、元本の金額別に集計。

●平成16年度に発生した債権に係る金額別の回収状況

平成16年度の発生債権		平成16年度の発生債権に係る回収状況				
元本額	総額(件数)	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計	回収率
1,000万円以上	2,383百万円 (107件)	11百万円	21百万円	10百万円	42百万円	1.8%
500万円以上 1,000万円未満	66百万円 (10件)	0百万円	12百万円	1百万円	14百万円	21.2%
100万円以上 500万円未満	183百万円 (97件)	21百万円	14百万円	6百万円	40百万円	21.9%
50万円以上 100万円未満	80百万円 (113件)	6百万円	4百万円	3百万円	14百万円	17.5%
10万円以上 50万円未満	66百万円 (245件)	10百万円	5百万円	3百万円	18百万円	27.3%
10万円未満	8百万円 (167件)	2百万円	0百万円	0百万円	2百万円	25.0%
合計	2,787百万円 (739件)	50百万円	56百万円	24百万円	130百万円	4.7%

*自動車損害賠償保障事業(経理・債権)システムにより、平成16年度に発生した債権について、元本の金額別に集計。

*単位未満を四捨五入しているため、合計額は一致しないことがある。

●未納の実態(平成18年度末)

未納額 41,539百万円
件数 9,302件

* 金額には、延滞金、過怠金等を含む。

●各業務に係る実績(平成18年度)

・督促状送付件数 2,107件*
・滞納通知送付件数 1,204件*
・戸別訪問件数 1,026件
(うち、債務者に接触できた件数 384件)

●関連予算額(平成19年度予算)

・職員旅費 10百万円
・自動車借上料 3百万円 等

・即決和解手続件数 544件(特約承認を含む。)
・訴訟提起件数 231件

*平成19年度においては、督促状約3,700件、滞納通知約1,500件の送付を予定している。

●回収率向上に向けた取組

【1. 実務マニュアルの整備】

従前より実務マニュアルを整備し、業務を行っているが、平成17年度に抜本的な見直しを行い、事務処理の具体的手順、折衝のノウハウ等を詳細に記載する等の改訂を行った。また、定期的に検討の場を設け、逐次、同マニュアルの見直しを行っている。

【2. 研修の実施】

毎年度、地方運輸局等の保障事業債権担当者に対し研修を行っており、債権回収に係る具体的なノウハウや問題の解決方法等を教示している。

また、複雑事案等について、本省職員が直接折衝等に同行する場合は、その機会に現場指導やノウハウの教示を行っている。

【3. システム改善による事務処理の効率化】

平成13年度に債権管理システム的大幅な改修を行い、管理する情報量の拡大や操作性の向上を図るとともに、督促状の発行など定型的な業務については、大量、迅速な処理能力を大幅に向上させるなど、事務処理の効率化を図った。

その後も、業務の効率化のための見直しに応じて、逐次、システムの改修を行っている。

【4. 和解に向けた折衝の推進】

債権回収は一括弁済を基本として行っているが、一括弁済が困難な債務者については、将来的な回収可能額を確保し、債権回収の実効性を高めるため、和解に基づく分割弁済により、少額ずつでも回収することが重要との方針のもと、分割弁済に向けた折衝を重点的に行うこととしている。

【5. 分割弁済者に対する督促の強化】

平成16年度に、「和解者に対する債権管理方針について」を定め、地方運輸局等に通達を発し、分割弁済者に対する督促の強化方策の周知徹底を図った。

加えて、分割弁済者の滞納状況を迅速に把握することにより、即時に滞納通知の発送を行うことができるよう、平成17年度にシステム改修を行った。

●回収率向上に向けた取組

【6. 強制執行の強化】

債務名義を取得した債権については、相当期間不履行の場合、強制執行を行うこととしているが、個人情報保護法の改正により、強制執行に必要な債務者の資産情報を関係官署から入手することが困難な状況となってきている。

このため、関係官署からの情報入手を可能とするため、履行延期申請書、和解条項等に、債務者が関係官署からの情報の開示に同意する旨を追記する等の見直しを行った。

【7. 業務の効率化方策の検討】

回収率の向上を図る必要があることから、平成20年度に、合理的かつ効率的な政府保障事業債権の回収に係る調査を実施し、業務の効率化方策について検討を行う予定である。

●官民競争入札等の対象とすることについての所見

政府保障事業債権の回収については、

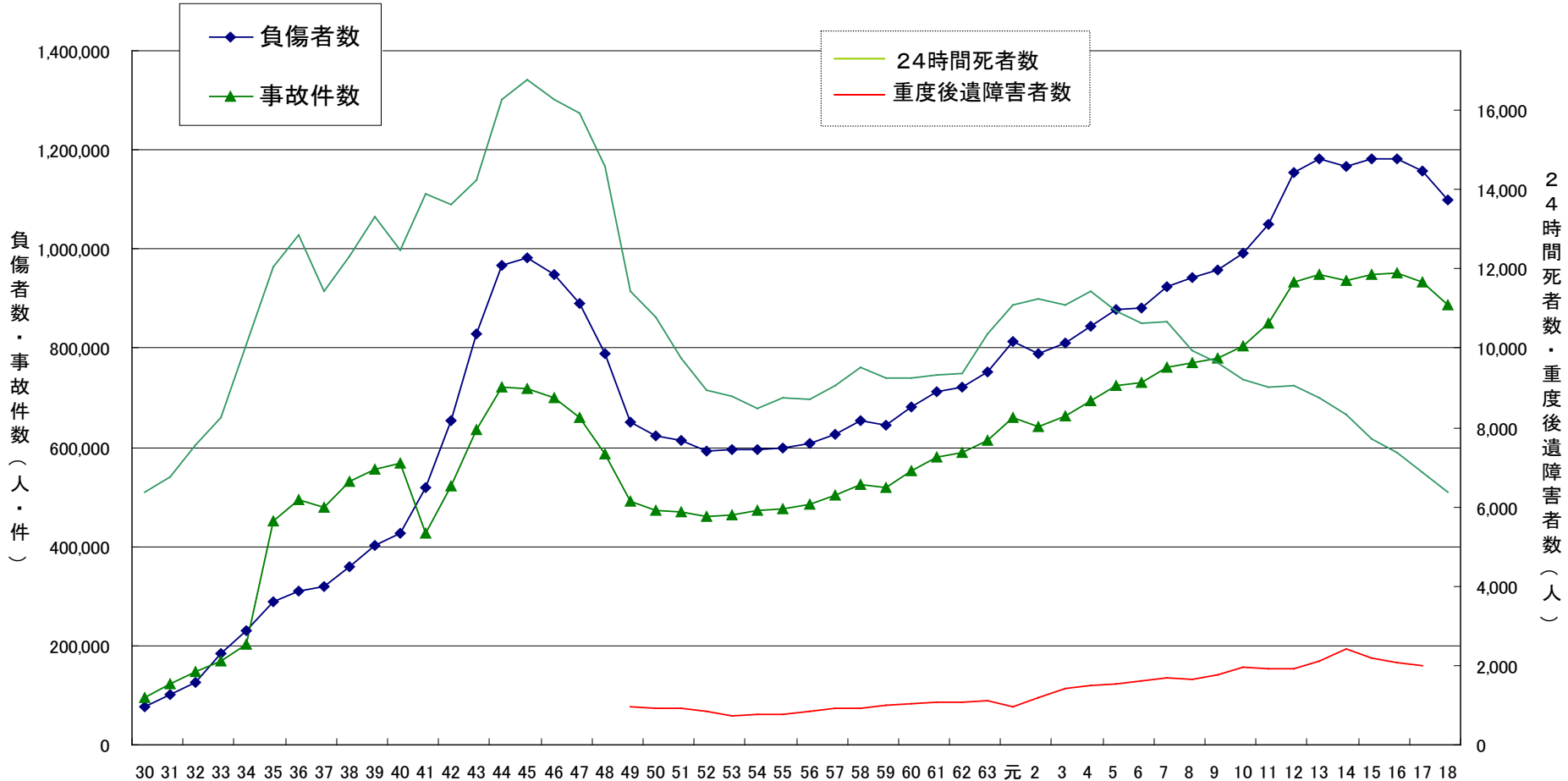
- ・通常の公金徴収業務と異なり、加害者（債務者）に債務者としての認識が希薄であるケースが多く、損害賠償額や債務の存在そのものに係る争いが多いことから、民間事業者が行う業務として馴染まない。また、このため、債権の発生事由、加害者の事情等を熟知する必要があり、債権管理・回収と自賠法に基づき国が行う損害てん補とが一体となつて行われる必要がある。

- ・債権管理業務と会計法に基づき国の職員が行うこととされている収納業務とが密接不可分であることから、連続性を確保して行うことが合理的である。

等の理由から、国の職員により、債権管理・回収業務全体を一体的に実施する必要があり、一連の業務の中から納付勧奨行為等を切り離し、市場化テストの対象とすることは適当でない。

交通事故件数、死者数、負傷者数、重度後遺障害者数の推移(参考資料)

- 平成18年中の交通事故による死者数は6,352人で、6年連続の減少となるとともに、昭和30年以来51年振りに6千人台前半となった。
- しかしながら、負傷者数は8年連続で100万人を超えるなど、依然として憂慮すべき交通情勢にある。
- 平成10年度以降、重度後遺障害者数は年間2,000人を超えている。



※昭和34年までは、軽微な被害(8日未満の負傷、2万円以下の物損)は含まれない。昭和41年以降の件数には物損事故を含まない。
 ※重度後遺障害とは自動車損害賠償保障法施行令(昭和30年政令第286号)別表第一第一級及び第二級並びに別表第二第一級から第三級までに該当するものをいう。
 ※負傷者数は重傷者数(一か月以上の治療を要する者の数)及び軽傷者数(一か月未満の治療を要する者の数)を合計した数。